

# 8月1日(火)から後期高齢者医療被保険者証が 新しくなります

● 住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702 ●

## 新しい被保険者証は7月下旬までに簡易書留郵便でお手元に

現在お使いの被保険者証の有効期限は平成29年7月31日(月)です。新しい被保険者証は、7月下旬までに、個人ごとに簡易書留郵便(郵便局員から手渡し)で郵送します。被保険者証が届いたら、名前や住所などを確認してください。間違いがあるときは、新しい被保険者証と印鑑をお持ちのうえ、住民課(役場1階②番窓口)までお越しください。

現在お使いの被保険者証は、8月1日(火)からは使用できません。住民課へ返却するか、責任を持って処分してください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証も新しくなります

### 【対象者は、世帯全員が住民税非課税の人(低所得者I・II)です。】

保険医療機関で提示することにより、ひと月の同一保険医療機関での窓口支払いが自己負担限度額までとなり、さらに入院したときの食事代が減額される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、減額認定証)も8月1日(火)から新しくなります。昨年度、減額認定証の交付を受けている人で、引き続き対象になる人には新しい被保険者証とともに減額認定証をお送りします。また、昨年度、減額認定証が交付されていない人で、今年度交付対象となる人にはご案内を同封しますので、必要な場合は手続きをしてください。



※新規に減額認定証の交付を受ける場合の申請は、随時受け付けています。有効になるのは、申請月の1日からです。減額認定証が発行される対象者かどうかかわからないときはお問い合わせください。

## 後期高齢者医療保険料のお知らせ

### ● 平成29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

7月中旬に、後期高齢者医療制度に加入している皆さんに今年度の保険料額決定通知書を発送します。通知は個人ごとに送付されますので、お手元に届きましたらよく確認していただき、納付書で納付する人は保険料の納め忘れがないようにしてください。

### ● 後期高齢者医療保険料を年金から差し引かれている人でも口座振替に変更できます。

現在、保険料を年金からの差し引きで支払っている人も、申請により口座振替に変更することができます。口座振替で支払った保険料は、確定申告の際、支払った人の保険料控除に適用されます。それにより、世帯の所得税や住民税の負担が軽くなる場合があります。

※口座振替への変更には申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。